

平成 19 年度第 2 回木曾川地域審議会議事録

日 時

平成 19 年 6 月 28 日 木曜日 午後 2 時 00 分より

場 所

木曾川庁舎 3 階 第 3 会議室

出席者

委員 : 10 名

行政側 : 市長、企画部長、企画部参事、企画政策課長、同副主監、同主査、同主任
事務局 : 木曾川事務所長、総務管理課長、同副主監

【木曾川事務所長】

失礼いたします。定刻前ですが、皆さんお集まりですので、ただ今から始めさせていただきます。なお、本日は傍聴の方がお見えですのでよろしく願いいたします。

本日は大変お忙しいなか、平成 19 年度第 2 回目の木曾川地域審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、市民憲章の唱和をお願いしたいと存じます。

お手元に「一宮市民憲章」を配布してありますのでよろしく願いいたします。

なお、先導につきましては葛谷会長さんをお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。それでは、市民憲章の先導をさせていただきます。一宮市民憲章の唱和をお願いいたします。まず、私が一宮市民憲章の前文を読み上げ、その後、本文を読み上げます。皆さんは本文についてのみ、私の後に続いて唱和をお願いいたします。

(唱和)

どうもありがとうございました。お座り下さい。

【木曾川事務所長】

続きまして、開催案内とともにお持ちいたしました「第 6 次総合計画基本構想(案)及び基本計画(案)」につきまして、本日ご持参いただいていると思います。綴じてありますフォルダーの内側をごらんいただきたいと思います。一宮市選挙管理委員会からのお知らせになっております。

7 月 29 日には参議院議員通常選挙が実施されます。

いつも以上に政治に関心を持つとともに、「きれいな選挙」を心がけることが必要であります。

選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会は、市民の皆さんと「きれいな選挙」を行うための啓発ファイルを作っております。色々またご活用いただきたいと思います。

それでは、会長さん議事進行をよろしく願いいたします。

1 開会

【会長】

それでは、ただいまから平成 19 年度第 2 回木曾川地域審議会を開催いたします。
開会にあたりまして、市長さんよりごあいさつを伺います。よろしくお願いいたします。

2 市長あいさつ

【市長】

失礼いたします。今日はすっかり夏めいてまいりまして大変暑い日になりました。
お忙しい中、木曾川地域審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございました。

今日は新市の基本構想、つまり、第 6 次一宮市総合計画につきまして、諮問をさせていただきます。一昨年来、総合計画につきましては、作成を進めておりますが、従来の市町村の総合計画とは一味違う作成方法でございます。

内容的にも工夫を凝らしておりまして、作成が終わり実行段階に移った後も、資料に従って評価をしていくといった作り方を心がけている所でございます。

手法・内容共に従来とはかなり異なっておりますので、しっかりとご審議いただきまして、ご意見をいただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

先程も紹介がありましたように、今日は、お 3 人の傍聴の方においでいただきました。私もちょっと緊張しておりますが、一つよろしくお願いいたしますと思います。

ありがとうございました。

3 議題

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、議題に入らせていただきます。

「(1)諮問について」でございます。

市長さんより、「新市の基本構想(第 6 次一宮市総合計画)の作成に関する事項」の諮問をいただくということでございますので、よろしくお願いいたします

【市長】 (諮問書を読上げて会長へ手渡し)

一宮企発第 8 号
平成 19 年 6 月 28 日

木曾川地域審議会
会長 葛谷 昭吾 様

一宮市長 谷 一夫

諮問書

地域審議会の設置等に関する協議(平成 16 年 9 月 24 日議決) 第 3 条第 1 項第 4 号の規定により、第 6 次一宮市総合計画の作成に関して、貴審議会の意見を求める。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま、市長さんから本審議会に諮問がなされました。

それでは、企画部長から諮問の内容につきましてご説明をお願いいたします。

【企画部長】 (諮問内容について説明)

失礼いたします。それでは、皆様お手元にお持ちだと思っておりますが、総合計画(案)につきまして、一枚はねていただきまして3ページの目次をご覧ください。

第6次一宮市総合計画(案)では、第1編といたしまして序論、第2編 基本構想、第3編 基本計画の3編で構成がなされております。また、それぞれ6章立てとなっております。巻末には、計画策定の体制、基本的な考え方、手順や経緯などをまとめた資料編を設けております。

まず、第6次一宮市総合計画策定の基本的な考え方についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料編の151ページをお願いいたします。その資料編の中ほどにございます「2 計画策定の基本的な考え方」にありますとおり、計画の策定にあたっては、合併時に策定いたしました新市建設計画を尊重し、その趣旨と内容を踏まえて策定をした所でございます。基本理念や将来像は、本計画でもそのまま採用しておりまして、施策の整理にあたりましては、新市将来像の7つの礎の枠組みを採用いたしております。

また、次の3点につきまして基本的な考え方とさせていただいた所であります。

第1点目でございますが、計画策定のそれぞれの段階で、適切な市民参画を求めています。市民の方々との協働により策定させていただきました。

2点目でございますが、右のページ152ページになります。重要なまちづくりの課題が、目指す方向に改善されているかを確認できるように、指標を設定いたしまして、その目標値を定めてあります。

3点目でございますが、文章はできるだけ簡潔に記載されております。図表やグラフを多く使って、読みやすく分かりやすい計画書にした所でございます。

続きまして、「3 計画策定の手順」について簡単にご説明申し上げます。

これまでの総合計画は、まちづくりの目標や課題が必ずしも市民の目線でのものではなく、市が計画期間内に実施いたします事務事業を総花的に掲載したものが多くございました。

第6次一宮市総合計画では、初めに、目指すべきまちの姿を明確にし、そのうえで、それを実現するための手段を検討することにいたしました。

そこで、先ず市民の生活実感に根ざした「住みよいまち・住みたいまち」の姿を明らかにするため、一宮市に在住・在勤の方87名を対象に、グループ・インタビューを実施し、まちづくりの課題を、様々な視点から思いつく限り、出していただきました。

その結果といたしまして886項目に及ぶまちづくりの課題を、内容別に整理して、

10 個の住みよさのキーワードと 103 項目の課題にまとめ上げました。

10 個の住みよさのキーワードでございますが、少しはねていただきまして、171 ページの真ん中よりやや上に四角で囲みました「共生」から始まりまして、ふれあい」までの 10 個でございます。また、103 項目の課題につきましては、最後から 2 枚目の所でございますが、178 ページから 180 ページにかけて記載させていただいております。

これら 10 個の住みよさのキーワードと、先程四角に囲ってございました 10 個のキーワードと、103 項目の課題にまとめる過程では、グループ・インタビューで一度でも出てきた内容は落とすことなく整理させていただきました。そのため、多くの市民にとって重要な課題もあれば、一部の市民にとって重要でも多くの市民にとっては、それほど重要度が低い課題もあると考えられます。そこで、多数の市民が重要だと考える住みよさのキーワードとまちづくりの課題は何かを明らかにするため、市民アンケート調査を実施させていただきました。その市民アンケート調査の結果でございますが、少し前に戻っていただきまして 169 ページから 180 ページにその内容を掲げさせていただいております。

さらに、グループ・インタビューや市民アンケート調査の盲点を補うとともに、長期的な課題に対応するため、これからのまちづくりを考える上で欠かすことが出来ないとして市が判断いたしました住みよさのキーワードとまちづくりの課題を追加させていただきまして、7 つの重要な住みよさのキーワードを決定し、これをまちづくりの目標といたしました所でございます。また、57 個の重要なまちづくりの課題を決定させていただきました。

恐れ入りますが、前に戻っていただきまして 14 ページをお願いいたします。

一番上に掲げてございます「第 4 章 まちづくりの目標」に記載の「快適、安全・安心、健全、便利、はぐくみ、活気」の 6 つが市民アンケートをした結果で、多くの市民の方が重要であると答えられた住みよさのキーワードでございます。最後に「連携」というのが、市が追加させていただいたキーワードでございます。

また、お隣の 15 ページから 17 ページにかけまして、四角で囲んだ中に記載の重要なまちづくりの課題が掲げてございます。その中で 印の付いていないものが、市民アンケート調査で多くの市民の方が重要と答えられた課題でございます。41 個でございます。その他に 印が付いているものがございますが、市の方で追加させていただいた課題でございます。その数は 16 個でございます。従いまして、合計で 57 個の課題が出てきているという事になります。

恐れ入りますが、また 153 ページに戻っていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上のような手順で、まちづくりの目標と課題をまず明確にしたうえで、次にまちづくり指標と目標値、役割分担値を設定させていただきました。

すべて公募市民によりまして市民会議を設置し、重要なまちづくりの課題の改善状況を測るための指標、すなわちこれを「まちづくり指標」と呼んでおりますが、こ

れの設定、そして指標の 5 年後・10 年後の目標値の設定、さらに重要なまちづくりの課題を改善するために様々な主体に期待される役割の大きさ、これを「役割分担値」と呼んでおりますが、これを設定いたしました。

こうした取り組みと並行いたしまして、市内部におきましては、重要なまちづくりの課題を取り巻く現状と課題、事業実施におけます基本方針、施策の体系と主要な事務事業などにつきまして、部・課の枠組みを越えて整理・検討いたしました。そのうえで、各部署の主査などで構成いたしますプロジェクトチームで内容を検討し、その結果を受けて、事業実施部署で再度検討を進めた所でございます。

以上申し上げました手順で、本計画を策定したものでございます。

それでは、具体的な本計画（案）につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、また戻っていただきまして 5 ページをお開きいただきたいと思います。まず「第 1 編 序論」につきまして説明させていただきます。

「第 1 章 第 6 次一宮市総合計画策定の趣旨」につきましては、平成 17 年 4 月 1 日、一宮市・尾西市・木曾川町が合併いたしまして、新しい「一宮市」が誕生いたしました。合併を受けまして、新しいまちづくりの基本的な考え方と実践の方法を明確にいたしまして、総合的・計画的に行政運営を進めるための最も根幹となる計画を策定したものでございます。

「第 2 章 計画の構成」でございます。

この計画につきましては、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 つで構成をいたしております。

一枚はねていただきまして、6 ページ「第 3 章 計画の期間」をご覧くださいと思います。

基本構想および基本計画の期間につきましては、平成 20 年度からすなわち来年からでございますが、29 年度までの 10 年間といたしております。ただし、基本計画は平成 25 年度に必要な見直しを行う予定でございます。また、実施計画の期間につきましては 3 年間といたします。

次に 7 ページの「第 5 章 人口の見通し」をご覧くださいと思います。

総人口は、平成 22 年頃をピークに減少に転じ、10 年後の平成 29 年度には 36 万 7 千人余と推計させていただいております。これは、国勢調査の結果に基づきまして、コーホート要因法によりまして推計いたしました数値でございます。

年齢別に見ますと、0 歳から 14 歳の年少人口と、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、実数、構成比ともに一貫して低下していくと予想をしております。一方、65 歳以上の老年人口につきましては、実数、構成比とも増加し続け、平成 22 年には構成比 21.7% と高齢化率が 21% を超えます超高齢社会となることが見込まれている所でございます。

続きまして「第 2 編 基本構想」について説明させていただきます。一枚はねていただきまして、12 ページをお願いしたいと思います。

「第 1 章 まちづくりの基本理念」でございますが、新市建設計画に掲げられた

基本理念であります「安心・元気・協働」をそのまま計画の基本理念といたしました。

「第 2 章 本市のめざす将来像」につきましては、新市建設計画に掲げられました将来像であります「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」を、そのまま計画の将来像としております。

「第 3 章 土地利用構想」では、都市の均衡ある発展、自然との共生、安全で快適な環境の確保を図ることを基本に、総合的な土地利用を進める必要性を、土地利用の基本的な考え方と基本方針で示しております。

「第 4 章 まちづくりの目標」と「第 5 章 重要なまちづくりの課題」につきましては、計画策定の手順でご説明ございましたので省略させていただきます。

一枚はねていただきまして、18 ページをお願いいたします。18 ページの「第 6 章 まちづくりの目標を実現するために」をご覧くださいと思います。

市は、明確にいたしましたまちづくりの目標の実現に向かって、総合計画の成果が現れるような行政経営を行うための庁内推進体制の構築を進める予定であります。また、計画を運用する段階で、市民が設定をいたしましたまちづくりの指標を手がかりに、市民との協働による評価や市民の目線からの事業提案などの仕組みを確立していくことも視野に入れておる所でございます。

次に「第 3 編 基本計画」についてご説明いたします。19 ページになりますが、「第 1 章 土地利用計画」では、一宮市の土地利用の現状と課題を述べ、用途別に土地利用の基本方向を示しております。

一枚はねていただきまして、22 ページをお願いいたします。「第 2 章 重要なまちづくりの課題に対応する市の施策」でございます。

基本構想では、市民ニーズに基づいたまちづくりの目標と重要なまちづくりの課題を明らかにさせていただきました。基本計画では、こうした課題に対して、市がどのような施策を行っていくのかを重要なまちづくりの課題ごとに明らかにしております。その課程で、真ん中辺りになりますが、の印を付けております 5 つの重要なまちづくりの課題につきましては、その内容から判断いたしまして、1 つの課題から 2 つの施策を設定したものが 1 つございます。これが一番上に記入してありますの所に掲げてございます。その後、2 つの課題をまとめて 1 つの施策を設定したものが 2 つございます。これは 2 つございまして、その後、4 つの所がございまして、その 2 つが施策を掲げさせていただいたものでございます。その結果といたしまして、57 個の重要なまちづくりの課題に対しまして、施策の数が 1 つ減った訳でございます。56 の施策を設定させていただいた所でございます。この 56 の施策につきましては、23 ページ、24 ページに対応表としてまとめて掲載させていただいております。

続きまして 25 ページ、「第 3 章 まちづくりの目標による整理から 7 つの礎による体系へ」をご覧くださいと思います。

第 2 章では、重要なまちづくりの課題とそれに対応する市の施策をまちづくりの

目標を基に整理をいたしました。市の施策は、行政の分野別に体系化したほうが分かりやすくなります。そこで、新市建設計画に示されました、新市将来像を実現するための 7 つの礎に基づきまして、施策を体系化し直した所でございます。それが 25 ページから 27 ページにかけまして、7 つの礎によります施策の体系表を掲載させていただいております。

また、28 ページから 29 ページにつきまして「第 4 章 施策のマトリクス整理表」では、まちづくりの目標を横軸にいたしまして、7 つの礎を縦軸にいたしまして、56 の施策をまとめさせていただいたものでございます。

一枚はねていただきまして、30 ページをお願いいたします。「第 5 章 基本計画の見方」をご覧くださいと思います。これは一つの例をここに掲げさせていただいております。

33 ページ以下に各施策がそれぞれ掲げさせていただいて、見方をここで記させていただきます。1 から 17 までそれぞれ記載内容を説明してまいります。

1 につきましては「めざすべき姿」とありますが、これは重要なまちづくりの課題を「めざすべき姿」と表現したものでございます。

2 は、市民ニーズに基づいた重要なまちづくりの課題でございます。この例のように、印がついているものは、市が追加した課題でございます。

3 の役割分担値は、めざすべき姿を実現するために、まちづくりの様々な主体に期待される役割の大きさを、百分率で表したものでございます。まちづくりの主体として 6 つを挙げておりまして、個人・家庭、町内会・ボランティア団体・NPO、企業・農協・商工会議所・商工会、学校、市、県・国の 6 つでございます。数値の算出方法は、市民会議の委員、そして、その課題について専門的な知識をお持ちの方や直接の受益者といった関係者の方々、さらに市の職員、この 3 者がそれぞれ設定いたしました数値の平均値を採ったものでございます。

この役割分担値を載せた意図としましては、重要なまちづくりの課題は社会的な課題ですので、これを改善するためには市はもちろんのこと、まちづくりに関わる様々な主体がそれぞれに役割を認識し、責任を果たしながら、相互に連携する必要があります。そうした認識から、『重い・軽い、の差はもちろんありますけれども、それぞれに果たすべき役割が何かしらあるので、連携してまちづくりを進めていきましょう』ということを表すために載せたものでございます。市の役割分担はこれだけしかないとか、別の主体の方が役割分担値は大きいから責任はそちらにある、などということをおっしゃるものでは決してないことをご理解いただきたいと思います。

4 は、めざす方向が共通しているまちづくりの課題に付けたキーワードで、快適、安全・安心、健全、便利、はぐくみ、活気、連携の 7 つがございます。

5 は、新市建設計画にある「新市将来像の 7 つの礎」でございます。

6 は、新市建設計画の中で、各礎に位置付けられた施策の方向のうち、この施策

の内容と一致するものを記載させていただいたものでございます。

7 は、施策にふった通番でございます。

8 は、まちづくりの課題を実現するために実施をいたします、市の施策の名称でございます。

9 は、まちづくりの課題を取り巻く現況と課題でございます。

10 は、現状と課題を端的にあらわす表やグラフ、写真などを載せさせていただいたものでございます。

11 では、難しい語句をまとめて解説させていただいたものでございます。

12 は、まちづくりの課題を改善するために、市が事業を実施するにあたっての基本方針を載せさせていただいたものでございます。

13 は、まちづくりの課題の改善状況を測定するために設定したまちづくり指標でございます。指標の数値の算出方法につきましては、154 ページから 162 ページに載せてありますので、こちらにつきましては、後ほどご確認いただきたいと思っております。154 ページから 162 ページにその算出方法については載せさせていただいております。

14 は、まちづくり指標の現状値を踏まえまして、5 年後、10 年後に、実現可能な範囲でめざすべきとして設定された目標値でございます。この目標値につきましても役割分担値と同様に、市民会議の委員の方々、関係者、また市職員の 3 者がそれぞれ設定した数値を持ち寄りまして平均値を採って記載をさせていただいたものでございます。

15 は、まちづくり指標の補足説明を載せさせていただいております。

16 は、まちづくりの課題を改善するのに有効と考えられる事業を、方向性が共通するものにグループ分けをいたしまして、方向性を表現する言葉をつけたものでございます。

17 は、まちづくりの課題の改善に効果が高い、事業費が大きいなどの主な事業を挙げさせていただきました。これらの事業は、あくまでも現状考えられる効果の高い事業を例示させていただいたもので、今後、まちづくりの課題の改善状況と事業効果の検証をしながら、適宜見直しを行っていく予定でございます。

続きまして、32 ページ以降の「第 6 章 施策ごとの計画」では、56 個の各施策の計画を、見開き 2 ページで掲載させていただいております。

「第 1 節 礎 1 保健・医療と福祉の充実」におきましては、33 ページから 60 ページまで、施策 1 から施策 14 までの 14 施策を掲載しております。

33 ページ・34 ページを見ていただきたいと思っております。一つだけ読み上げさせていただきます。

「礎 1 施策 1 食育を推進する」でございますが、右の基本方針を読み上げさせていただきます。

すべての市民が豊かな食の経験を積み重ねていくことができるように、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域などが、各々の立場での取り組みを充実させていくとと

もに、各機関が連携して食育を推進します。という方針の下にそれぞれ現状と課題、成果を測定するための指標をここには3つ掲げてございます。また、その下には施策の体系をそれぞれ施策と共に掲げさせていただいております。この様に礎1につきましては14あるわけです。

少しとんでいただきまして、62ページ・63ページをお願いいたします。

62ページ・63ページからは「礎2 生活環境の整備」について掲げさせていただいております。また、施策15から施策28までの14施策がこの生活環境の整備の所にあるわけでございます。

また少しとんでいただきまして、91ページ・92ページをお願いいたします。91ページ・92ページから始まりますのは「礎3 産業の振興」でございます。この産業の振興では、施策29から施策33まで5つの施策を掲載させていただいております。

次に102ページ・103ページをお願いいたします。102ページ以降につきましては「礎4 教育・文化の振興」でございます。また、施策34から施策40までの7施策を掲載させていただいております。

次に117ページ・118ページをお願いいたします。「第5節 礎5 都市基盤の整備」でございます。また、施策41から施策45までの5つの施策を掲載させていただいております。

続きまして128ページ・129ページをお願いいたします。「礎6 住民参加・コミュニティ活動の推進」でございます。また、施策46から施策51までの6つの施策を掲載させていただいております。

141ページ・142ページをお願いいたします。「第7節 礎7 行財政基盤の強化」でございます。また、施策52から施策56までの5つの施策を掲載させていただいております。

以上、7つの礎のそれぞれの施策の数を申し上げましたが、全体では先程も申し上げました様に56の施策に分かれております。また後程、お目通しをいただきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきました。「第6次一宮市総合計画」の概要についての説明は、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

【会長】

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして審議をお願いするわけですが、その前に、この諮問に対しまして当審議会としてどのようなタイムスケジュールで進めていくかにつきましてお聞かせ下さい。よろしくお願いいたします。

【企画政策課長】

失礼いたします。企画政策課長の細江です。総合計画の審議についてのスケジ

ルールについてご説明いたします。皆様ご承知のとおり、基本構想を軸とする総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て定めるもので、平成 20 年度を初年度とする 10 年という長期計画でございます。

慎重にご審議をいただくという観点からいたしますと、いつまでにという期限を申し上げるのは誠に恐縮ではございますが、今日まで総合計画の策定過程においてご説明、ご報告をさせていただいたこともお酌み取りいただきまして、8 月末までに審議を終了していただき、9 月の初めには答申を頂戴したいと思っております。

なにとぞ、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。ただいま、ご説明がありましたように、8 月末までには審議を終了しなければならないとのことでございますが、事務局としまして具体的なスケジュール案がありましたらお願いしたいと思います。

【木曾川事務所長】

失礼いたします。この第 6 次一宮市総合計画につきましては、お手元にあります資料のとおり膨大な量でもあり、1 回から 2 回程度の審議での答申は難しいのではないかと考えております。従いまして、都合 3 回地域審議会の開催を予定いたしております。1 回目は本日ですが、諮問及び概要説明、そしてこの後、質疑応答という形になっております。そして 2 回目は審議をお願いいたしまして、3 回目に審議をまとめて、答申をするという案でございます。

時期的には、2 回目を 7 月末、3 回目を 8 月末に予定をいたしております。

また、2 回目の審議を円滑に行うために、ご質問等を事前に文書により提出していただきまして、関係各課と調整のうえ、会議の席上で回答させていただく方法を考えております。また詳細につきましては、議題のその他において説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局から具体的なスケジュールにつきましての提案がなされましたがどうでしょうか。

先程の案によりますと、3 回行われるということであります。今日が 1 回目、2 回目が 7 月、3 回目が 8 月ということでございます。先程もご説明ありましたが、質問に対しましては文書でもって出していただいて、その文書により関係各課と調整をされまして会議の席上で回答を行うというようなことでございます。

いかがでしょうか。このような進め方でよろしいでしょうか。

【委員】

よろしいです。

【会長】

それではこのように進めさせていただきます。

最初にご説明がございました、第 6 次一宮市総合計画の諮問内容についてご質問がありましたら、ご発言を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

表紙にあります人口ですが、381,278人(平成19年5月1日登録人口)、その下の371,687人(平成17年10月国勢調査)という事で、この間、1年と6ヶ月位で1万人程増えております。先程の人口が載った8ページを見ますと、ここ10年間程は年間1,700人程度のペースで増えているということです。1万人程多いですが、どういうことでしょうか。

【企画政策課長】

それでは、その点につきましてご説明させていただきます。

まず、1ページの人口につきましては、上段の登録人口平成19年5月1日となっておりますが、最終的には印刷製本で作成する時の一番新しい人口に差し替える予定であります。

その下の国勢調査の人口につきましては、これは上の登録人口と下の国勢調査の人口の出し方が完全に異なっております。国勢調査は、統計法に基づく指定統計ということで、国が全国一斉に調査員が調査票を配布して回収する方法によりまして調査をし、人口だけではないのですけれども確定する方法をとっております。

基本的には、例えば国会議員の数とか、国の施策につきましては、下段の国勢調査の人口が基になります。従いまして、計画等につきましても一つは国勢調査の人口を基にします。

上段の登録人口につきましては、住民登録、それぞれ個々の方が住所移転や出生をいたしまして登録する人口、もちろんこれは外国人、下段もそうですが外国人登録も含まれた登録の人口でございます。

従いまして、当然、理論的には住民基本台帳法等によりまして制度的に行われておりますので、その数字も実態的な数字でなければならないということでございますが、実際問題、国勢調査による調査員による調査の人口と一般に言う登録人口とは数字が大きくかけ離れておりまして、ここに掲げましたように時点は少し離れておりますので、人口の変化はありますけれども、実際の人口の変化以上に初めから大きな数字の違いが出ております。

人口の推計にあたりましては、先程の国勢調査の人口を基にいたしますので、当然それから言えば減少、低減傾向があります。ただし、国等は、調査員による国勢調査の人口を基本にしておりますけれども、一般に言われておりますのは、例えば人口40万人になったとか38万人を過ぎたとか、倍率につきましては、後半に申し上げました登録人口です。これにつきましても違っているという訳ではございません。当然、数値としては生きて

おりますので、そういう意味から参考として両者を記載させていただいております。よろしく
お願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。他にございますか。

【委員】

この審議会の中ではこれをどこまで踏み込んで審議してよいのか範囲が分からないの
ですが、例えば、ここに基本計画(案)が示されていますけれども、これの中身を個々の詳
しい事まで踏み込むべきなのか、そうではない所までなのか、私達が今、審議すべき範囲
がよく分からないのですが。

【企画政策課長】

基本的にはまず総合計画は基本構想と基本計画という事で分かれておりまして、一般
に議会の議決等、あるいは総合計画の審議等につきましては、基本構想の部分が大前
提になります。

ただし基本構想だけでは総論的・概念的な部分だけですので、当然それに付随する
基本計画、場合によっては個々の事業計画も勘案していくべきだろうと考えております。
内容は非常に範囲が広いものですから、もちろん細かい部分もありますし、総論的な部
分もございます。なかなか細かい部分はいいですよとはいにくい部分もございますので、
計画の内容を見ていただいて、それぞれの思われた事を意見として、或いは、ご質問とし
て出していただければ結構かと思えます。

最終的にまとめる段階で、どの程度まで載せるかということで再度ご議論いただいて、
詰めていただく方法もあります。初めから制限する事ではなく、率直にご審議・ご質問い
ただければ結構です。

ただ、先程のご説明の中で触れさせていただきましたが、それぞれの生活課題・
それぞれの内容につきましては、基本的には一部の市民会議の方の意見だけという事では
なく、広くアンケートを取りまして、多くの住民の方のニーズ・ご意見ということで選択さ
せていただいておりますので、その辺はおくみ取りいただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

それではご発言もない様でございますので、「(2)その他」に移りたいと思えます。

事務局より先程ご説明がありました、第 6 次一宮市総合計画の諮問における地域審議
会の詳細事項につきましてのご説明をお願いいたします。

(質問事項用紙及び返信用封筒の配布)

【木曾川事務所長】

それでは失礼いたします。本日諮問を受けました「新市の基本構想(第 6 次一宮市総合計画)の作成に関する事項」についての審議日程でございます。

第 2 回目につきましては 7 月 31 日の火曜日午後 2 時を予定いたしております。

3 回目につきましては、8 月 29 日の水曜日午後 2 時を予定いたしておりますのでよろしくをお願いいたします。

それと、2 回目地域審議会で審議する質問事項等につきましては、ただ今、配布いたしました様式により記入していただきまして、用意いたしました返信用封筒により 7 月 12 日の木曜日までに投函していただければ、非常にありがたいかと思っております。

なお、切手につきましては、クリップで留めてあるだけです。申し訳ございませんが、封筒を使用されなかった場合につきましては、切手は当日会議の時でも結構ですのでご持参いただければと思います。細かい事で申し訳ありませんがよろしくをお願いいたします。

なお、質問事項等につきましては、第 6 次一宮市総合計画の基本構想(案)及び、基本計画(案)によりページ番号及び、施策名等を様式に記入していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

質問いただきました項目につきましては、その関係各課と調整いたしまして、次回 7 月 31 日開催の地域審議会において回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より、この質問にあたりましては 7 月 12 日までという事でございますのでよろしくをお願いいたします。

【委員】

よろしいですか。項目ごとに分けて審議するのではなく、全部一括して審議をするという事ですか。それとも項目ごとに分けて 1 回目、2 回目、3 回目で審議をするという事ですか。質問事項は全部まとめて書くのですか。

【木曾川事務所長】

一応、今日を含め限られた日数 3 日間の中での答申となっておりますので、それぞれ皆さん方専門的な分野もあろうかと思えます。そういった所を中心に見ていただきまして、なおかつ、余裕があれば他の項目等も見えていただきまして、質問項目等があればおまとめいただければ非常にありがたいと思っております。そういったような事で全般を通して今後も進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【会長】

よろしいでしょうか。質問事項を書いていただいて事務局の方でご説明していただくという事ですね。

【木曾川事務所長】

また、担当課の方へ質問項目に対して説明を求め、2回目・3回目へもって回答させていただきますが、内容によっては担当課が直接来て説明する項目もあろうかと思えます。質問内容によってはそういった事をお願いする予定にいたしております。よろしく願いいたします。

【会長】

他によろしいでしょうか。

【委員】

質問書の締め切り日をお願いします。

【木曾川事務所長】

7月12日までに投函をしていただきましたらありがたいと思っております。

【会長】

7月12日までにお願いいたします。他よろしいでしょうか。
それではご質問もないようでございますので、以上をもちまして地域審議会を閉会いたします。

(午後 3 時 00 分閉会)